

第7章 山梨県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画(一部見直し)

今後、高齢者等の住宅確保要配慮者の増加が見込まれる中、低額所得者、高齢者、子育て世帯等については、家賃滞納、居室内の事故や孤独死、騒音等に対する不安により、賃貸人から入居が制限される懸念があり、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進していく必要があります。

また、子育て世帯数が年々減少するなど人口減少等を背景として、空き家・空き室は今後も増加していくと見込まれており、これらを有効に活用していくことも必要です。

こうした中、本県では、平成30年3月に「山梨県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」を策定し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給を促進するための取組を推進してきましたが、住生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために、「山梨県住生活基本計画」の改定内容と整合性を図るため、計画期間等について一部見直しを行います。

なお、本章は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第5条第1項に基づく、「山梨県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」として位置付けるものです。

1 計画期間

- ・本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。
- ・社会経済情勢の変化及び住生活基本計画の見直しに合わせ、おおむね5年後に見直しを行います。

2 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標等

(1) 住宅確保要配慮者の範囲

- ・住宅セーフティネット法第2条第1項第1号から第5号までに定める者、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「住宅セーフティネット法規則」という。）第3条第1号から第10号までに定める者、住宅セーフティネット法第4条第1項に規定する基本方針に示されている者、及び県が独自に定める者としてします。

住宅確保要配慮者の範囲

住宅セーフティネット法で定められた者
・低額所得者 ・被災者(発災後3年以内) ・高齢者 ・障害者 ・子どもを養育している者
住宅セーフティネット法規則で定められた者
・外国人 ・中国残留邦人 ・児童虐待を受けた者 ・ハンセン病療養所入所者等
・DV被害者 ・北朝鮮拉致被害者等 ・犯罪被害者等 ・更生保護対象者 ・生活困窮者
・東日本大震災等の大規模災害の被災者
住宅セーフティネット法第4条第1項に規定する基本方針に示されている者

<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外からの引揚者 ・ 新婚世帯(配偶者を得て5年以内の世帯) ・ 原子爆弾被爆者 ・ 戦傷病者 ・ 児童養護施設退所者 ・ UIJ ターンによる転入者 ・ LGBT (レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー) ・ 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者
<p>県が独自に定める者</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 刑余者等

(2) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

① 公的賃貸住宅

- ・ 第5章に定められた公営住宅の供給の目標量を踏まえ、その他の公的賃貸住宅の供給主体とも連携し、公的賃貸住宅を公平かつ的確に供給します。

② 民間賃貸住宅

- ・ 民間賃貸住宅事業者に対しセーフティネット住宅への登録を促し、低額所得者、高齢者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者に対する良質な民間賃貸住宅の供給の促進を図ります。

3 目標を達成するために必要な事項

(1) 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

- ・ 第5章及び「山梨県公営住宅等長寿命化計画」を踏まえ、既存の公的賃貸住宅ストックを有効に活用するとともに、高齢者や子育て世帯の入居を円滑に行うなど公的賃貸住宅の管理等を行う主体と連携して推進します。

(2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

① セーフティネット住宅への入居促進

- ・ 賃貸人等に対し、セーフティネット住宅に係る情報提供及びその管理の状況に係る指導監督等を適切に実施することにより、円滑な入居を促進します。

② 借上型仮設住宅の確保

- ・ 地震等の災害に備え、被災者の居住を確保するため、災害時に提供可能な民間賃貸住宅の事前登録制度を活用し、応急仮設住宅を供給する体制を整えます。

(3) 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

- ・ 住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、居住支援協議会の活動や市町村との連携を図り、代理納付制度や家賃債務保証制度を活用するなど、それぞれの役割を確認しながら、住宅確保要配慮者に寄り添える環境を整えます。
- ・ 賃貸人の不安を払拭し、セーフティネット住宅の登録促進、新制度の適切な運用に資するため、住宅セーフティネット制度活用ハンドブックの周知や、適正な維持管理や計画的な修繕が実施されるよう、賃貸人等の啓発を図ります。